東北地方整備局自家用電気工作物保安細則

制定　　平成２０年４月１日
国 東 整 規 第 ９ 号

（目的）
第１条　この細則は、国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程（平成２０年４月１日国東整規第８号。以下、「規程」という。 ）の実施にあたり、必要な細目を定め、適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（主任技術者の保安監督の範囲）
第２条　規程第３条に規定する主任技術者は、次の各号に掲げる範囲について、保安監督業務を掌理するものとする。
一　　電気主任技術者
　　電気工作物の工事、維持及び運用
二　　現場ダム水路主任技術者
　　水力設備の工事（電気的設備に係るものを除く。）
三　　ダム水路主任技術者
　　水力設備の維持及び運用（電気的設備に係るものを除く。）
四　　現場ボイラー・タービン主任技術者
　　火力設備（内燃力を原動力とするものを除く。）及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が９８キロパスカル以上のものに限る。）の工事（電気的設備に係るものを除く。）
五　　ボイラー・タービン主任技術者
　　火力設備（内燃力を原動力とするものを除く。）及び燃料電池設備（改良器の最高使用圧力が９８キロパスカル以上のものに限る。）の維持及び運用（電気的設備に係るものを除く。）

（電気主任技術者の選任又は解任）
第３条　規程第４条第１項に規定する電気主任技術者は、第１種電気主任技術者免状又は第２種電気主任技術者免状の交付を受けている局の職員をもって、選任するものとする。
２　前項の規定により電気主任技術者を選任した場合は、当該者に別記様式第１による電気主任技術者選（解）任通知書を交付するものとする。
３　前項の規定は、電気主任技術者の解任を必要とする場合に準用する。

（現場ダム水路主任技術者及びダム水路主任技術者の選任又は解任）

第４条　規程第５条第１項に規定する現場ダム水路主任技術者は、第１種ダム水路主任技術者免状又は第２種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている当該事務所の職員（以下、「水路工事担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

２　規程第５条第３項に規定するダム水路主任技術者は、第１種ダム水路主任技術者免状又は第２種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている局の職員（以下、「水路管理担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

３　第１項及び前項の規定によりダム水路主任技術者を選任した場合は、当該者に別記様式第２によるダム水路主任技術者選（解）任通知書を交付するものとする。

４　前項の規定は、ダム水路主任技術者の解任を必要とする場合に準用する。

（現場ボイラー・タービン主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任又は解任）

第５条　規程第６条第１項に規定する現場ボイラー・タービン主任技術者は、第１種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第２種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている当該事務所の職員（以下、「タービン工事担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

２　規程第６条第３項に規定するボイラー・タービン主任技術者は、第１種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第２種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている局の職員（以下、「タービン管理担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

３　ボイラー・タービン主任技術者は、第１項及び前項の規定によるほか、電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号、以下「法」という。）第４３条第２項の規定に基づき当該電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長の許可を受けた者を選任することができるものとする。

４　第１項及び第２項並びに前項の規定によりボイラー・タービン主任技術者を選任した場合は、当該者に別記様式第３によるボイラー・タービン主任技術者選（解）任通知書を交付するものとする。

５　前項の規定は、ボイラー・タービン主任技術者の解任を必要とする場合に準用する。

（指定技術者の指定又は解除の申請）

第６条　事務所長（地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）第 140 条第１項に規定する事務所の長をいう。以下同じ。）は、規程第７条第１項に規定する指定技術者を指定する必要がある時は、別記様式第４による電気工作物指定技術者指定（解除）申請書により東北地方整備局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

２　事務所長は、指定技術者の選任にあたって、次の各号に掲げる者をもって、推薦するものとする。

一　　電気指定技術者は、電気主任技術者免状又は電気工事士免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有するものと認める者

二　　ダム水路指定技術者は、ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有するものと認められる者

三　　ボイラー・タービン指定技術者は、ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有するものと認められる者

３　第１項の規定は、指定技術者の解除を必要とする場合に準用する。

（指定技術者等の指定又は解除の通知）

第７条　局長は、規程第７条第１項に規定する指定技術者を指定する場合は、当該者に交付する別記様式第５による指定書を添えて、当該事務所長へ別記様式第６による電気工作物指定技術者指定（解除）通知書により通知するものとする。

２　事務所長は、規程第７条第１項に規定する指定技術者を指定する場合は、別記様式第５による指定書を当該者に交付するものとする。

（重要な電気工作物）

第８条　規程第８条第１項に規定する重要な電気工作物で局長が指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

一　電気担当技術者を置く施設

イ　受電電圧が７キロボルト以上又は出力 1,000 キロワット以上の電気工作物

ロ　ダム及び水閘門の電気工作物

ハ　換気設備を有するトンネルの電気工作物

ニ　規程第 12 条に規定する工事計画の承認の際指定した電気工作物

二　ダム水路担当技術者を置く施設

イ　発電電力 1,000 キロワット以上の水力発電所を有する電気工作物

ロ　規程第 12 条に規定する工事計画の承認の際指定した電気工作物

三　ボイラー・タービン担当技術者を置く施設

イ　発電電圧 1,000 キロワット以上の常用の火力発電所を有する電気工作物

ロ　規程第 12 条に規定する工事計画の承認の際指定した電気工作物

（担当技術者の指定又は解除の報告）

第９条　事務所長は、規程第８条第１項の規定により担当技術者を指定した場合には、別記様式第７による電気工作物担当技術者指定（解除）報告書により速やかに局長に報告するものとする。

２　事務所長は、担当技術者の選任にあたって、次の各号に掲げる者をもって、指定するものとする。

一　電気担当技術者は、電気主任技術者免状又は電気工事士免状それぞれの交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認められる者

二　ダム水路担当技術者は、ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認められる者

三　ボイラー・タービン担当技術者は、ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認められる者

３　第１項の規定は、担当技術者を解除した場合に準用する。

４　事務所長は、規程第８条第１項に規定する担当技術者を指定する場合は、別記様式第５に準じて指定書を該当者に交付するものとする。

（主任技術者等の代行）

第 10 条　規程第９条に基づく主任技術者等の業務を代行する者を指定する場合は、不在となる期間が引続き 14 日を越える場合とする。

２　前項の規定に基づき主任技術者等の業務を代行する者を指定する場合は、電気主任技術者にあっては第３条、ダム水路主任技術者にあっては第４条、ボイラー・タービン主任技術者にあっては第５条、指定技術者にあっては第６条及び担当技術者にあっては第９条の規定を準用する。

（工事計画承認）

第 11 条　規程第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する工事計画書の承認を受けるものとは、次の各号に掲げるものとする。

一　法第 47 条第 48 条及び第 53 条に規定する手続きを必要とする工事

二　使用電圧 600 ボルトを越える電気工作物の新設・修繕・改造・その他の工事（軽易なものを除く。）

2　前項の承認を受けようとする場合は、工事計画書に計算資料を添付し、別記様式第 8 による電気工作物工事計画申請書により申請するものとする。

3　規程第 12 条第 2 項に規定する承認を受けた工事計画書を変更する場合は、前項の規定を準用する。

（工事完了検査等の報告）

第 12 条　事務所長は、規程第 13 条第 2 項の規定により指定技術者又は担当技術者に保安検査を行わせた時は、別記様式第 9 による電気工作物保安検査報告書により報告させるものとする。

2　規程第 13 条第 4 項に規定する報告は、前条に規定する承認を受けた工事に限るものとする。

3　前項の報告は、別記様式第 8 による電気工作物工事計画書申請書によるものとし、第 1 項に規定する別記様式第 9 による電気工作物保安検査報告書の写しを添付するものとする。

（使用前安全管理審査等の報告）

第 13 条　使用前安全管理審査及び検査結果について別記様式第 10 による電気工作物使用前安全管理審査（立入検査）報告書により報告させるものとする。

2　事務所長は、前項の審査又は検査を受けた場合は、別記様式第 10 の電気工作物使用前安全管理審査（立入検査）報告書の写しを添えて局長に報告するものとする。

（請負業者への電気の供給）

第 14 条　事務所長は、請負業者が当該事務所に属する電気工作物から電気の供給を受け当該電気工作物の構内において国の工事を遂行する目的で、使用電圧 3,000 ボルト以上で電気工作物を設置しようとする場合には、あらかじめ別記様式第 11 による電気工作物設置申請書及び図面・電気使用計画表等を提出させ、保安上支障がないことを確認のうえ、別記様式第 12 による電気工作物設置承認書を交付するものとする。

2　事務所長は、請負業者が前項の電気工作物の設置工事を完成した場合には、指定技術者又は担当技術者に保安検査を行なわせ支障がないことを確認のうえ、電気の供給をするものとする。

3　前 2 項の規定は、当該電気工作物を変更しようとする場合に準用する。

4　事務所長は、請負業者が第 2 項の電気工作物を廃止した場合は、別記様式第 13 による電気工作物廃止届を提出させるものとする。

5　事務所長は、第 2 項の電気工作物について、指定技術者又は担当技術者に定期的に保安検査を行わせ、別記様式第 9 に準じて報告させるものとする。

6　事務所長は、第 2 項の電気工作物について、請負業者に別記様式第 14 による電気工作物巡視点検測定記録報告書により巡視・点検・測定記録を提出させるものとする。

7　事務所長は、前項に規定する場合であって 600 ボルト以上の電圧で使用する電気設備については、前項に規定する関係書類の写しを添えて局長に報告するものとする。

（巡視・点検・測定等の報告）

第 15 条　規程第 15 条第 1 項に規定する別に定める基準とは、電気通信施設点検基準（平成 20 年 2 月 27 日付け国東整情技第 226 号）を言う。

2　規程第 15 条第 1 項に規定する巡視・点検・測定等を実施する場合には、電気工作物毎に年間の作業表を作成して行うものとする。

3　規程第 15 条第 2 項に規定する報告は、別記様式第 14 による電気工作物巡視点検測定記録報告書によるものとし、別記様式第 15 による電気工作物巡視点検測定記録表を添付するものとする。

（事故等の報告）

第 16 条　規程第 17 条第 3 項に規定する報告は別記様式第 16 による電気事故速報と別記様式第 17 による電気事故等報告書によるものとし、別記様式第 18 による電気事故報告書又は別記様式第 19 による電気工作物異常発生報告書を添付するものとする。電気事故速報については、電気指定技術者が電気主任技術者へ速やかに報告するものとする。

2　前項の報告すべき事故等の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　感電死傷事故

二　電気火災事故

三　電気工作物の欠陥・損傷若しくは破壊又は電気工作物を操作することにより人を死傷させた事故、ただし、第一号に該当するものを除く。

四　電気工作物の損壊事故

五　電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と、電気的に接続されている電圧 3,000 ボルト以上の自家用電気工作物の故障・損傷・破壊等により電気事業者に供給支障事故を発生させた事故

3　第 1 項の報告すべき電気工作物異常発生の範囲は、自家用電気工作物の運用停止が伴う場合とする。

（運転操作要領）

第 17 条　規程第 18 条第 2 項に規定する別に定めるものとは、次によるものとする。

一　運転操作要領（平成 13 年 4 月 1 日付け国東整電通第 3 号。以下「操作要領」という。）

（記録表等）

第 18 条　規程第 23 条第 1 項に規定する記録表は、次によるものとする。

一　使用前自主検査記録表・・・・・・・別記様式第 20

二　運転日誌・・・・別記様式第 21

三　電気機器履歴報告書・・・・・・・・・・・・・・別記様式第 23

四　電気工作物巡視点検測定記録表・・・・・・・・・・・・・別記様式第 15

五　点検記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式

（電気機器履歴報告書）

第 19 条　規程第 24 条第 1 項に規定する電気機器履歴報告書は、別記様式第 23 によるものとする。

２　規程第 24 条第２項に規定する電気機器履歴報告書の記載事項についての報告は、別記様式第 22 による電気機器履歴報告書によるものとする。

（標識の設置基準）

第 20 条　局長又は事務所長は、規程第 26 条に規定する標識を設置しようとする場合は別表第 1 の基準によるものとする。

（測定機器の整備基準）

第 21 条　局長又は事務所長は、規程第 27 条に規定する測定器類の整備を行おうとするときは、別表第２の基準によるものとする。だたし測定等を外部に請け負わせる場合はこの限りでない。

附　則

１．この細則は、平成２０年 4 月 1 日から適用する。

別表第１

標識の設置基準

設備の名称	設置場所	標識の内容	備考
受変電設備	周囲の柵	高電圧危険	柵に沿って20ｍ間隔
	出入口	高電圧危険 関係者以外立入禁止	
	特高、高圧の屋内、 屋外の点検通路箇所	頭上注意 高電圧危険	
特別高圧送電線路 高圧配電線路	道路の横断箇所 道路に接近する箇所	高電圧危険	
地中電線路	始点、終点及び屈曲点 100 ｍ間隔。但し通行に支障のある場合は路肩等に設置しその旨明示する	高圧地中ケーブル 注意 低圧地中ケーブル 注意	コンクリート杭とし、上部にケーブルの方向に矢印を入れる。
接地	接地極埋設箇所	第　種接地 接地抵抗値 測定年月日 埋設深さ	

別表第２

測定器の整備基準

測定器名	規格	備考
検電器	80 V～600 V	
	2 kV～6.6 kV	
絶縁抵抗計	250 V　50 MΩ	
	500 V　1,000 MΩ	
	1,000 V　2,000 MΩ	
接地抵抗計		
テスター		
クランプメータ		
摘要	・指定技術者の常駐箇所に整備するものとする。	

別記様式第１

電気主任技術者選（解）任通知書

（氏　名）	（官　職）
（内　容） 国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第４条第１項の規定に基づき、電気主任技術者に選任する。 ただし、勤務官署を異にする異動の日をもって解除する。	
平成　　年　　月　　日 東北地方整備局長 ○　○　○　○	

別記様式第２（その１）

ダム水路主任技術者選（解）任通知書

（氏　名）	（官　職）
（内　容） 国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第５条第１項の規定に基づき、現場ダム水路主任技術者に選任する。 ただし、勤務官署を異にする異動の日をもって解除する。	
平成　　年　　月　　日 東北地方整備局長 ○　○　○　○	

別記様式第２（その２）

ダム水路主任技術者選（解）任通知書

（氏　名）	（官　職）
（内　容） 国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第５条第２項の規定に基づき、ダム水路主任技術者に選任する。 ただし、勤務官署を異にする異動の日をもって解除する。	
平成　　年　　月　　日 東北地方整備局長 ○　○　○　○	

別記様式第３（その１）

ボイラー・タービン主任技術者選（解）任通知書

（氏　名）	（官　職）
（内　容） 国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第６条第１項の規定に基づき、現場ボイラー・タービン主任技術者に選任する。 ただし、勤務官署を異にする異動の日をもって解除する。	
平成　　年　　月　　日 東北地方整備局長 ○　○　○　○	

別記様式第３（その２）

ボイラー・タービン主任技術者選（解）任通知書

（氏　名）	（官　職）
（内　容） 国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第６条第２項の規定に基づき、ボイラー・タービン主任技術者に選任する。 ただし、勤務官署を異にする異動の日をもって解除する。	
平成　　年　　月　　日 東北地方整備局長 ○　○　○　○	

別記様式第４

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長　殿

〇〇〇〇事務所長

電気工作物指定技術者指定（解除）申請書

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第７条第１項の規定により、下記のとおり〇〇指定技術者の指定について申請する。

記

区　　分	〇〇指定技術者の指定	〇〇指定技術者の解除
ﾌﾘｶﾞﾅ 氏　　名	――――――	――――――
生　年　月　日	昭和　　年　　月　　日	昭和　　年　　月　　日
所属及び官職		
常　駐　場　所		
資格及び 資格取得年月日		
指定解除年月日	平成　　年　　月　　日	平成　　年　　月　　日
電気工作物の施設場所及び名称		
電気工作物の概要		
備　　考		

別記様式第５

指　　定　　書

（氏　名）	（官　職）

（内　容）

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第７条第１項の規定に基づき、○○事務所の○○指定技術者に指定する。

ただし、勤務官署を異にする異動の日をもって解除する。

平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長

○　○　○　○

別記様式第６

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

○○○○事務所長　殿

企　画　部　長

電気工作物指定技術者指定（解除）通知書

平成　　年　　月　　日付け、国東整　　第　　号で申請のあった電気工作物の指定技術者について、下記の者が別紙のとおり指定されたので通知する。

記

○○指定技術者　　○○○○

別記様式第７

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長　殿

○○○○事務所長

電気工作物担当技術者指定（解除）報告書

次のとおり○○担当技術者を指定（及び解除）したので、東北地方整備局自家用電気工作物保安細則第９条第１項の規定により報告する。

記

区　　分	○○担当技術者の指定	○○担当技術者の解除
ﾌﾘ　　ｶﾞﾅ 氏　　名	＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿
生　年　月　日	昭和　　年　　月　　日生	昭和　　年　　月　　日生
所属及び官職		
常　駐　場　所		
資　格　及　び 資格取得年月日		
指定解除年月日	平成　　年　　月　　日	平成　　年　　月　　日
電気工作物の施設場所及び名称		
電気工作物の概要		
備　　考		

別記様式第８

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長　殿

○○○○事務所長

電気工作物工事計画（変更）申請書

電気工作物を設置したいので、国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第１２条第１項（又は第２項）の規定により下記の書類を添えて申請する。

記

１、工 事 計 画 書

２、計　算　資　料　（設計書、図面、電気特性計算書等）

別記様式第９

平成　　年　　月　　日

○○○○事務所長　殿

○○技術者

○○○○

電気工作物保安検査報告書

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第１３条第２項の規定による検査の結果を次のとおり報告する。

電気工作物の名称			
電気工作物の施設場所			
工事の概要			
工事請負者名			
工事着手年月日	平成　　年　　月　　日	天候・気温	・
工事完成年月日	平成　　年　　月　　日	検査年月日	平成　　年　　月　　日

検査項目	検査成績	判定	備考

別記様式－１０（その１）

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長　殿

○○○○事務所長

電気工作物の工事完了について（報告）

電気工作物の　　工事は平成　　年　　月　　日に完了したので、東北地方建設局自家用電気工作物保安細則第１３条第２項の規定により、別紙の電気工作物使用前安全管理審査（立入検査）報告書の写しを添えて報告する。

別記様式第１０（その２）

平成　　年　　月　　日

○○○○事務所長　殿

○○技術者

○○○○

電気工作物使用前安全管理審査（立入検査）報告書

自家用電気工作物について　　検査をうけたので、東北地方建設局自家用電気工作物保安細則第１３条第２項により、検査の結果について次のとおり報告する。

検査官氏名			
検査立会者氏名			
検査年月日	平成　　年　　月　　日		
電気工作物の名称			
電気工作物の施設場所			
電気工作物の概要			
検査項目	検査成績	判定	備考

別記様式第１１（その１）

平成　　年　　月　　日

○○○○事務所長　殿

申請者住所
社　　名
代表者名

電気工作物設置申請書

下記のとおり設置したいので、東北地方整備局自家用電気工作物保安細則第１４条第１項の規定により申請します。

なお、承認を受けたときは、貴局の自家用電気工作物保安規定及びこれに基づく細則等に定める条項を確実に履行します。

記

工事名			
施工場所			
受電地点			
使用期間	自 平成　　年　　月　　日 至 平成　　年　　月　　日		
予想最大電力			
受電電力をしゃ断する開閉器			
保護装置			
電気担当責任者	ﾌﾘｶﾞﾅ （氏 名）	資格及び資格番号	
備考			

別記様式第１１（その２）

電気設備概要

	種　類	規　　格	用　　途	電　圧	容　量	数量	容量計	備　　考
高圧設備（変圧器ＰＡＳ関係を含む）								
低圧設備（電灯関係を含む）								

平面図、配線図、機器配置図その他必要な図面を添付すること。

別記様式第１１（その３）

電 力 使 用 計 画 表

申請者住所
会　社　名
代 表 者 名

工　種	種　　別	機械名	容　量 (kW)	台　　数	合計容量 (kW)	年											備　　考
						月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
負荷設備合計容量			月別予想負荷容量			kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW	
(kW)			月別予想使用電力量			kWH	kWH	kWH	kWH	kWH	kWH	kWH	kWH	kWH	kWH	kWH	使用量合計　kWH

別記様式第１２

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

社　　名
代表者名　　殿

○○○○事務所長

電気工作物設置承認書

平成　　年　　月　　日付け、　　で申請のあった電気設備の設置については、下記により承認する。

記

１.受電及び責任分界点

２.使　用　期　間　　自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

３.承　認　の　条　件

別記様式第１３

平成　　年　　月　　日

○○○○事務所長　殿

住　　所
氏　　名
代表者名

電気工作物廃止届

平成　　年　　月　　日付け国東整　　第　　号により承認のあった電気設備は下記のとおり廃止するので東北地方整備局自家用電気工作物保安細則第１４条第４項の規定により届けます。

記

１.受電停止の日時　　平成　　年　　月　　日　（　　時）

２.設置の撤去完了の日　　平成　　年　　月　　日

別記様式第１４

平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長　殿

○○○○事務所長

電気工作物巡視点検測定記録報告書

当所所轄の電気工作物の巡視、点検測定記録書をとりまとめたので、国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第１５条第２項の規定により報告する。

別記様式第１５　　（１）

平成　　年度

電気工作物巡視点検測定記録表

施設場所					
施設の名称					
施設事務所					
契約電力					
受電電圧					
指定技術者					
担当技術者					
供給電力会社					
※試験日	平成　　年　　月　　日	天候		温度	

備考　※印は精密巡視点検（測定）の事項について記入のこと

（１）単線結線路図

しゃ断器	ｋＶ　　Ａ　　ＭＶＡ 受電用	三相短絡容量	ＭＶＡ
負荷設備	電動機合計出力　　kW　　台		
	電灯合計出力　　kW　　台		
	整流器合計出力　　kW　　台		
	その他合計出力　　kW　　式		
配電線路（構外にわたるものに限る）	架空　　地中　　その他	支持物の種類	
	電線の種類、太さ	公称電圧	
	地中線の布設方法	電気方式	

（３）

２．高圧（特別高圧）関係絶縁抵抗測定（発電機含む）

種　別	Ｐ－Ｅ	Ｓ－Ｅ	Ｐ－Ｓ	備考	種　別	Ｐ－Ｅ	Ｓ－Ｅ	Ｐ－Ｓ	備考

（注）種別欄は機器、母線又は電線路等を記入する。

※３．高圧関係絶縁耐力試験（発電機含む。）

被試験機器名	最大使用電圧	試験電圧	電圧計の読み	励磁電流	充電電流	試験時間	結果

（試験回路接続図）

$$\text{電圧計の読み} = (\quad\text{V}) \times 1.5 \times \left(\frac{\text{最大使用電圧}}{\text{変圧比}}\right) = (\quad\text{V})$$

※４．継電器試験（ＯＣＲ等）

用　途	種　類	製造者名	型　式	製造番号	整　定　値		最　小 動　作 電　流	限時特性	
					ﾀｯﾌﾟ	ﾚﾊﾞｰ		200%	500%

（試験回路接続図）

※５．遮断器試験

用　　途	トリップ機構最小動作電流	整　定　値	動　作　状　況	備　考

６．制御関係動作試験

種　　別	動作状況	備　　考	種　　別	動作状況	備　　考

７．警報装置試験

種　　別	動作状況	備　　考	種　　別	動作状況	備　　考

８．表示装置試験

種　　別	動作状況	備　　考	種　　別	動作状況	備　　考

９．接地抵抗測定

接　地　場　所	種　　別	測　定　値	成　　績	備　　考
		Ω		
		Ω		
		Ω		
		Ω		
		Ω		
		Ω		
		Ω		

第２種接地抵抗許容量　　Ω

１０．高低圧関係絶縁抵抗測定（発電機含む。）

回路機器名	電圧	線間	大地間	結果	回路機器名	電圧	線間	大地間	結果

１１．内燃機関点検

・機　　類　　・ｱﾜｰﾒｰﾀｰ今回　　h

・型　　式　　・　〃　累計　　h

・出　　力　　kW　　・製造番号

・回　転　数　　min^{-1}　　・製造者名

・ｱﾜｰﾒｰﾀｰ前回　　h

	点検項目	点検要領	判定	処理
1	オイル系統	エンジンオイルの良否 オイルクリーナー オイルスクリーン エレメントの良否		
2	エアークリーナー	エレメントの良否		
3	燃料系統	燃料タンク フィルター 供給ポンプ パイプ系統油もれ		
4	Ｖベルトの張り	ベルトの良否 ベルトの張り		
5	予熱ヒーター動作			
6	各種保護装置の動作	油圧 水温 アンメーター		
7	始動装置	空気槽の点検 セルモーター点検 バッテリー液比重		

	点　検　項　目	点　検　要　領	判　定	処　　置
8	各　締　付　部			
9	各　部　の　振　動			
10	燃　焼　状　態	燃　料　ガ　ス　の　色		
11	そ　の　他　点　検			

注　記号　　Ｖ：　異常なし
Ｘ：　修理を要す
ＸＸ：　部品交換を要す
Ｃ：　清掃
Ｔ：　締付
Ａ：　調整
Ｌ：　給油
Ｓ：　手入

１２．その他の巡回点検（受電電圧600ボルト以下の電気工作物を除く。）

別記様式第１６

電 気 事 故 速 報

［第　　報］

報　告　内　容			
事業場名	受電電圧　　ｋＶ、最大電力　　ｋＷ	住所	
事故の種類	①感電又は破損事故等による死傷事故 ②電気火災 ③公共の財産に被害等を与えた事故 ④発電所破損 ⑤送電線路破損 ⑥変電所破損 ⑦需要設備破損 ⑧供給支障 ⑨波及事故 ⑩その他：		
事故発生の日時	月　日（ ）午前・午後　時　分頃	天候	
事故発生の電気工作物		使用電圧	
被　害　者	所属：　　氏名：　　男・女　　歳		
事故の概要			
事故の原因			
供給支障	電力　　kW　時間　　時間　　分 復旧日時　　年　月　日　時　分（見込み）		
他に及ぼした障害	○○電力㈱　変電所　線　時間　分　kW 復旧日時　　年　月　日　時　分（見込み）		
主任技術者	選　任（氏名　　）		
備考			

報告者		
	報告者	所属 氏名
	報告手段	電話・ＦＡＸ・その他（　　）　連絡先の電話番号：　　－　　－
	発信日時	平成　年　月　日（　　）　午前・午後　時　分

別記様式第１７

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

東北地方建設局長　殿

○○○○事務所長

電気事故等報告書

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第１７条第３項の規定により下記の報告書を添えて報告する。

記

□　電気事故報告書　　別紙

□　電気工作物異常発生報告書　　別紙

別記様式第１８

電気関係事故報告

〇〇〇〇事務所長　殿

〇〇技術者
〇　〇　〇　〇

1．　件　　名： 2．　報告事業者 　1）事業者名（電気工作物の設置者名）： 　2）住所： 3．　発生日時： 4．　事故発生の電気工作物（設置場所、使用電圧）： 5．　状　　況： 6．　原　　因： 7．　被害状況 　1）　死傷：　有・無 　　内容： 　2）　火災：　有・無 　　内容： 　3）　供給支障：有（供給支障電力，供給支障時間）・無 　　内容： 　4）　その他（上記以外の他に及ぼした障害） 　　内容： 8．　復旧日時： 9．　防止対策： １０．　主任技術者の氏名及び所属（保安管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報）： １１．　電気工作物の設置者の確認：　有・無

別記様式第１９

電気工作物異常発生報告書

平成　　年　　月　　日

○○○○事務所長　殿

○○技術者
○　○　○　○

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第１７条第１項の規定により、次のとおり電気工作物異常発生について報告します。

施設場所及び名称（施設事務所）			
発生(発見)日時	平成　　年　　月　　日（　時　分）	天候	
指定技術者		担当技術者	
電気事業者		電気方式	相　　線式
契約電力	ｋＷ	電圧	Ｖ
異常発生内容			
措置			
その他			

別記様式第２０

平成　　年　　月　　日

使用前自主検査記録表

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第２３条第１項により、使用前自主検査を次のとおり実施した。

検査官氏名 （主任技術者等）	○○　○○
検査年月日	平成　　年　　月　　日
電気工作物の名称	
電気工作物の施設場所	
電気工作物の概要	

検査項目		検査成績	判定	備考
工事計画書との整合項目				
技術基準との適合性				

別記様式第２１

運　転　日　誌　　（発電機用）

平成　　年　　月　　日（　曜日）

天気

気温　　℃

課　長	係　長	指　定 技術者	担　当 技術者

運転状況	今　　回	累　　計	運　転　方　法	
発電機 運転時間			遠　隔　操　作	
			機　側　手　動	
エンジン 運転時間			停止による自動	

運　転　時　の　点　検　項　目		良・否
1	運転中の振動(発電機･電動機･ﾌﾗｲﾎｲﾙｽﾀﾝﾄﾞ･機関ﾍﾞｰｽ等)	
2	軸受の油量及びオイルリングの点検	
3	各部の温度	
4	機関潤滑油の点検	
5	整流子及び集電状態	
6	配電盤のランプ･ヒューズ等の点検	
7	自動充電装置の出力電圧測定	
8	蓄電池の点検	
9	冷却水の点検	

備考　・点検方法・良否の判定は発動発電機保守要領によること。
　　・管理用発電設備を除く

別記様式第２２

国東整　　第　　号
平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長　殿

〇〇〇〇事務所長

電気機器履歴報告書の記載事項について（報告）

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程第２４条第２項の規定により下記のとおり報告する。

記

施設名称　　１．　〇〇〇〇〇〇　　別紙
　　２．　〇〇〇〇〇〇　　別紙

別記様式第２３

電気機器履歴報告書

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

施設場所			
施設名称			
施設事務所			
指定技術者		担当技術者	
名　　称		管理番号	
型　　式		製作者及び製作番号	
運転時間			
年月日	改　造・修　理　事　項		

年月日	種　別	分　類	整備状況	金　額	備　考

備考 1. 運転時間は、発電機の場合は時間、変圧器・遮断器等は日とする。
2. 種別は、直営・請負の別、分類は、改造・修理・整備の別とする。
3. 移動用発電設備の場合は、別記様式－24を添付すること。

別記様式第２４

移動用発電設備使用実績報告書

設備名称			
施設事務所		製造者名	
設備出力	ｋＷ	通産局受理番号	

使用場所	使用期間	備考
	年　月　日～　年　月　日	
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	

記　事

※ 10ｋＷ未満の移動用発電設備は記載しないこと。